

出席停止の通知

下記の感染症は、学校保健安全法により出席を停止することになっています。御家庭におかれましては、主治医の指示に従い適切に処置を取られますようお願いいたします。

主治医により登校を許可されましたら、右の証明書を医療機関に提出し、登校後担任へ提出してください。

学校感染症と出席停止期間

| | 種 類 | 出 席 停 止 期 間 |
|-----|--|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまでまたは五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | 結核 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜その他の感染症（感染性胃腸炎等の出席停止は医師の判断による） | 症状により学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで |

年 号 氏名

お手数をおかけしますが、下記の証明書の記入をよろしくお願いたします。

出席停止証明書

1 診断名

2 出席停止を要する(要した)期間

令和 年 月 日 曜から

令和 年 月 日 曜まで

3 その他の指示事項

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印